

大 阪 市 分 別 収 集 計 画

(第 10 期)

令和 4 年 8 月

大 阪 市

大阪市分別収集計画

1 計画策定の意義

大阪市では限りある天然資源の有効利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、これまで、ごみの適正処理という観点だけでなく、廃棄物等の発生を抑制し、再使用や再生利用の取組を積極的に推進してきたところである。

そうした中で、容器包装廃棄物については重量比で本市の家庭系ごみの約3分の1を占めており、その減量・リサイクルを推進するため、平成6年10月から市内全域で缶・びん等を対象とした資源ごみ収集を開始し、平成9年10月にはペットボトルを加えたほか、平成17年4月からは容器包装プラスチックの分別収集を全市実施している。

また、平成25年2月からは新聞・段ボール・紙パック・雑誌・その他の紙・衣類を対象とした古紙・衣類の分別収集を6区において開始し、平成25年10月からは市内全域に拡大して実施するなど、ごみ減量・リサイクルの取組を推進してきた。

本計画は、市民・事業者と連携して、容器包装廃棄物の減量・リサイクルをより一層推進するためにも、本市が率先して分別収集に取り組むことが重要であることから、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づき策定するものである。

2 基本的方向

- 本市は、資源ごみや容器包装プラスチック、古紙・衣類の分別収集など、排出された廃棄物のリサイクルを積極的に推進する。
- 本市は、市民・事業者が主体的に、また、連携してごみ減量化の取組を進めるよう積極的に施策を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	146,200t	146,300t	145,200t	145,200t	145,200t

《内訳》

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	5,000t	5,000t	4,800t	4,800t	4,800t
主としてアルミ製の容器	2,000t	2,000t	1,900t	1,900t	1,900t
無色のガラス製容器	6,600t	6,500t	6,300t	6,300t	6,300t
茶色のガラス製容器	6,200t	6,100t	6,000t	6,000t	6,000t
その他の色のガラス製容器	5,300t	5,200t	5,100t	5,100t	5,100t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2,900t	3,000t	2,900t	2,900t	2,900t
主として段ボール製の容器	39,300t	40,700t	41,900t	41,900t	41,900t
主として紙製の容器であって上記以外のもの	20,100t	19,800t	19,300t	19,300t	19,300t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	10,200t	10,200t	10,200t	10,200t	10,200t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	48,600t	47,800t	46,800t	46,800t	46,800t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民・事業者をはじめNPOや地域団体など様々な主体の自主的な3R行動が、一層効果的な取組となるよう、各主体との連携を進め、複数の主体の協働による取組の発展をめざす。

○ 分かりやすい情報提供

- ◇ 本市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性、取組の成果などについて、分析に基づくデータなどを活用した分かりやすい情報提供に努める。
- ◇ スマートフォン用ごみ分別アプリなど ICT 技術を活用した効果的な情報提供に努める。
- ◇ ホームページによる情報提供の充実に努める。
- ◇ パンフレットやDVD、ごみ収集車両広報板など、各種広報媒体を活用し、情報提供に努める。

○ 環境教育の推進

- ◇ 大阪の環境の特色を踏まえて小中一貫した副読本「おおさか環境科」を作成し、小・中学校の授業の中で活用するとともに、NPOや企業と連携し、ごみ減量、生物多様性、地球温暖化、都市環境保全など実践的な環境教育を進める。
- ◇ 本市職員が出前授業を実施するなど学校等における環境教育への取組を支援し、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努める。
- ◇ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が学ぶことができる地域における環境学習を推進するため、本市職員や専門知識のある講師による学習会の開催など、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努める。

○ 市民への普及啓発

- ◇ 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」という。）や地域と連携することで、高齢者にも分かりやすい普及啓発の充実・強化に取り組む。
 - ・ 分別排出率が低い「容器包装プラスチック」や「その他の紙」を中心とした分別収集対象品目の分け方・出し方などについて、きめ細やかな周知を行う。
 - ・ 研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行などにより、ごみゼロリーダーのスキルアップを図る。

◇ 環境事業センターによる普及啓発の強化に取り組む。

- ・ 環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R啓発相談コーナー」を設置し、パネルやDVDなど各種広報媒体を活用した啓発、ごみに関する相談等の啓発を行う。
- ・ 分別排出に対する市民意識の向上と分別ルール of 徹底を図るための啓発・指導など、地域や対象者の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施する。

◇ ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会や、リサイクル教室等を開催する。

◇ 10月を「ごみ減量強化月間」と設定するほか、区民まつり等地域における各種イベントの場を通じて、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。

○ 事業者への普及啓発等

◇ 製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルと、環境に配慮した製品の生産・販売の促進などについて、事業者団体等への働きかけを行う。

また、全国市長会、全国都市清掃会議等を通じ、国に対し「拡大生産者責任」の確立を求める。

○ 分別排出の徹底

◇ 家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行う。

◇ 許可業者が収集しているアパート・マンションの所有者・管理者に分別排出の促進についての普及啓発を図り、許可業者に対しても、分別収集を確実にを行うよう要請するとともに指導徹底を図る。

○ おおさかプラスチックごみゼロ宣言

◇ エコバッグを常に携帯する「大阪エコバッグ運動」を推進するなど、市民・事業者と連携しながら使い捨てプラスチックの削減に取り組む。

◇ 地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステムを構築（みんなで取り組むペットボトル循環プロジェクト）し、より一層のプラスチック資源循環を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	資源ごみ（缶）
主としてアルミ製の容器	資源ごみ（缶） 資源集団回収（アルミ缶）
無色のガラス製容器	資源ごみ（びん）
茶色のガラス製容器	
その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙（紙パック） 資源集団回収（紙パック）
主として段ボール製の容器	古紙（段ボール） 資源集団回収（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（製紙原料として再資源化できるものに限る。）	古紙（その他の紙）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	資源ごみ（ペットボトル）
	新たなペットボトル回収（ペットボトル）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器		3,100t		3,100t		3,100t		3,100t		3,100t	
主としてアルミ製の容器		1,900t		1,900t		1,900t		1,900t		1,900t	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		3,300t		3,300t		3,300t		3,300t		3,300t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
			3,300t		3,300t		3,300t		3,300t		3,300t
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		3,100t		3,100t		3,200t		3,200t		3,200t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
			3,100t		3,100t		3,200t		3,200t		3,200t
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		2,700t		2,600t		2,600t		2,600t		2,600t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
			2,700t		2,600t		2,600t		2,600t		2,600t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		100t		100t		100t		100t		100t	
主として段ボール製の容器		20,600t		21,500t		22,500t		22,500t		22,500t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		400t		300t		100t		100t		100t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
			400t		300t		100t		100t		100t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		9,800t		9,900t		10,200t		10,200t		10,200t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
			9,800t		9,900t		10,200t		10,200t		10,200t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		21,200t		21,900t		22,700t		22,700t		23,100t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
			21,200t		21,900t		22,700t		22,700t		23,100t
	(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		300t		400t		400t		400t		400t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
			300t		400t		400t		400t		400t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

- ・資源集団回収におけるアルミ缶・段ボール

$$= \text{平成 29 年度の回収実績} \times \text{直近 5 ヶ年のうち増加率の最大値と最小値の各 1 年を除いた 3 年の平均増加率} \times \text{人口変動率}$$
- ・上記以外

$$= \text{平成 30 年度の一般廃棄物収集総量} \times \text{分別基準適合物の組成割合} \times \text{分別排出率} \times \text{人口変動率}$$

※ 人口変動率は、令和2年4月1日大阪市推計人口及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に基づいて設定した。

（単位：人）

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
人口	2,731,183	2,725,516	2,719,742	2,710,652	2,701,594
対前年度比	99.79%	99.79%	99.79%	99.67%	99.67%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管段階
主としてスチール製の容器	資源ごみ（缶）	本市（直営又は委託）又は許可業者による定期収集	委託業者
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	資源ごみ（びん）	本市（直営又は委託）又は許可業者による定期収集	再資源化事業者
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙（紙パック）	本市（直営又は委託）又は許可業者による定期収集	再資源化事業者
	資源集団回収（紙パック）	住民団体による集団回収	
主として段ボール製の容器	古紙（段ボール）	本市（直営又は委託）又は許可業者による定期収集	再資源化事業者
	資源集団回収（段ボール）	住民団体による集団回収	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（製紙原料として再資源化できるものに限る。）	古紙（その他の紙）	本市（直営又は委託）又は許可業者による定期収集	再資源化事業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	資源ごみ（ペットボトル）	本市（直営又は委託）又は許可業者による定期収集	委託業者
	新たなペットボトル回収（ペットボトル）	地域団体・事業者による定期回収	再資源化事業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック	本市（直営又は委託）又は許可業者による定期収集	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

資源ごみ及び容器包装プラスチックについては民間リサイクル選別施設を、また、古紙については民間資源化施設を活用する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源ごみ（缶）	袋	2 t パッカー車	民間リサイクル選別施設
アルミ製容器		—	—	民間資源化施設
無色のガラス製容器	資源ごみ（びん）	袋	2 t パッカー車	民間リサイクル選別施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙（紙パック）	袋 又は ひも	小型四輪車	民間資源化施設
	資源集団回収（紙パック）	—	—	民間資源化施設
段ボール製容器	古紙（段ボール）	ひも	小型四輪車	民間資源化施設
	資源集団回収（段ボール）	—	—	民間資源化施設
その他紙製容器包装	古紙（その他の紙）	袋 又は ひも	小型四輪車	民間資源化施設
ペットボトル	資源ごみ（ペットボトル）	袋	2 t パッカー車	民間リサイクル選別施設
	新たなペットボトル回収（ペットボトル）	袋	—	民間資源化施設
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	袋	2 t パッカー車	民間リサイクル選別施設

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- 「ごみゼロリーダー」や地域と連携した普及啓発の充実・強化や、環境事業センターによる普及啓発の強化等により、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類等の分別排出を促進する。
- 市民が自主的に活動するコミュニティ回収や資源集団回収活動を支援するとともに、環境事業センターとごみゼロリーダーが連携して、さらなる新規活動団体の立ち上げを促進する。
- 市民の分別・リサイクルの意欲低下につながる古紙・衣類の持ち去り行為を防止するため、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、違反行為者に対しては指導等を経たうえで過料を科すほか、氏名等を公表することとしている。